

富山市教育委員会会議録

令和2年3月定例会

- 1 日 時 令和2年3月26日(木曜日)
午後 1時30分 開会
午後 2時25分 閉会
- 2 場 所 本庁7階 教育委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 宮 口 克 志
委 員 若 林 啓 介
委 員 尾 畑 納 子
委 員 藤 井 久 丈
委 員 高 田 健
- 4 説明のために出席した者
事務局長 立 花 宗 一
事務局次長(総務・社会教育担当) 酒 井 秀 祐
事務局次長(学校教育担当) 豊 田 高 久
教育総務課長 光 岡 伸 一
統合校整備等推進室長 豊 島 栄 治
学校施設課長 佐 伯 誠 司
学校教育課長 大久保 秀 俊
学校保健課長 古 川 安 代
生涯学習課長 竹 井 博 文
市民学習センター次長 島 崎 幸 仁
教育センター所長 桑 谷 聡
ガラス美術館次長 梅 沢 宗 仁
- 5 職務のため会議に出席した事務局職員
教育総務課主幹(課長代理) 中 山 武 史
教育総務課管理係長 寺 井 清 規
教育総務課主任 廣 岡 洋 子
- 6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議 案

議案第20号	富山市教育委員会人事について
議案第21号	富山市教育委員会事務専決規程の一部改正について
議案第22号	富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則の制定について
議案第23号	富山市市民学習センター運営協議会委員の委嘱について
議案第24号	富山市市民学習センター条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

報告事項6	令和2年3月市議会定例会に付議した令和元年度補正予算（追加提出分）について
報告事項7	令和2年3月市議会定例会における質問の概要について
報告事項8	新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について
報告事項9	令和元年度末県費負担教職員定期異動の内申について
報告事項10	富山市奨学資金貸与規則の一部改正について
報告事項11	富山市奨学資金給与規則の一部改正について
報告事項12	令和2年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）事業について
報告事項13	薬業に関する社会科副読本「くすりのまち とやま」について

(3) その他

その他5	令和2年度富山市民大学開講式・特別講演会について
その他6	富山市ガラス美術館企画展 「イヴァナ・シュラムコヴァ ここにあるもの」

8 会議の要旨

【開会】

[教育長]

開会を宣言する。

本日は、委員全員の出席があるため、会議は成立している。

【前回会議録について】

- [教育長] 2月教育委員会定例会及び臨時会会議録について意見等を求める。
[各委員] (意見なし)
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

【非公開案件について】

- [教育長] 議案第20号、報告事項9は、人事に関する案件である。また、議案第23号は、附属機関の委員の委嘱に関する案件である。よって、非公開としたいが、よろしいか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 承認を得られたので、議案第20号、23号、報告事項9については非公開とし、その他6の後に行うこととする。

【議案第21号】

- [教育長] 議案第21号について事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (議案第21号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等はあるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第21号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第21号については原案どおり可決した。

【議案第22号】

- [教育長] 議案第22号について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (議案第22号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等はあるか。
[若林委員] 教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則については、文部科学省からの通達等を受け、全国統一で行われるものということで良いか。

- [学校教育課長] その通りである。国からの指針を受け、富山市でも規則を制定したものである。
- [藤井委員] 時間外在校等時間というのは、超過勤務として認められる時間以外に学校に居る時間も含めた時間ということで良いか。
- [学校教育課長] 超過勤務が認められる項目は4つある。1つ目は生徒の実習に関する業務で、修学旅行等がこれにあたる。2つ目は学校行事に関する業務、3つ目は職員会議に関する業務、4つ目は非常災害等のやむを得ない場合の業務である。ただ現場では、部活動や生徒指導での家庭訪問等、超勤4項目以外の仕事も日々増えてきているので、それらも全て含めて「時間外在校等時間」とし、出勤してから退勤するまでの時間の制限を設けるものである。
- [尾畑委員] 時間外在校等時間が1か月に100時間というのは、具体的にはどのようなイメージか。
- [教育長] 例えば、月20日間あるとしたら1日5時間超過勤務をするということ。勤務時間が17時までとすると、22時まで居るということである。
- [尾畑委員] 4つの項目のうち、非常災害等やむを得ない事態が起きた時も月100時間を守るということは、人を増やすことで時間外在校等時間を削減するということか。
- [学校教育課長] もちろん、人を増やすことができれば一番削減には繋がるのだが、予算を伴うことなのでなかなか実現は難しいところである。ただ、富山市では、月45時間、年間360時間を守るために、例えば夏季休業中の学校閉庁日を徹底したり、複雑な保護者対応の場合は「スクールロイヤー制度」を導入したり、今までフルタイムで電話対応をしていたのを電話の自動音声システムに切り替えるなど、様々な業務がある中で、何とかこの指針を守るという方向で進めている。
- [尾畑委員] 生徒の実習や行事、職員会議はある程度コントロールできると思うが、コントロールできないような非常災害がある場合は、本当にそれを守れるものなのか少し気にかかる場所である。
- [高田委員] 予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合について、1年で最大720時間というのは1か月あたり60時間ということだと思うが、月45時間を超える勤務は年間6か月までとなっている。これは具体的にはどういうことか。
- [学校教育課長] 4月や3月など、年度をまたぐ時は超過勤務がかなり多くなるが、8月の超過勤務はほぼゼロに近くなる。超過勤務が多い月と少ない

月を平均すると月60時間となる可能性もあるが、実際には多い月でも月45時間を超える勤務は6か月までにする必要があるのである。

[藤井委員] この上限の設定は、指導のための自主的な研究や勉強を、自宅でなく学校で行うことを制限するという意味もあるのか。

[学校教育課長] 学校は学校の業務を行うための場所であり、自分を高めるための読書などは家庭でするものである。そのため、退勤時間についても管理職は早く帰るように指導している。

[教育長] 実際、月100時間を超えて連続で働いている教員も居るので、こういった規則を設けることで、そのような働き方を抑止していくという目的がある。しかし、人員が増える訳でもなく、小学校の英語の教科化やプログラミング教育など、やるが増えていく中で超過勤務時間を削減するというのは、大変厳しい状況ではある。

[尾畑委員] だからと言って仕事を家に持ち帰ってするとなると、それは本末転倒になってしまう。まずはやってみて、どれだけの効果が出るのか。しっかりと検証してほしい。

[若林委員] この上限を守れなかった場合、何か罰則規定はあるのか。

[学校教育課長] 民間では罰則規定があるようだが、教員については今のところ特に罰則規定のようなものはないようである。

[若林委員] 民間の方は罰則規定があるので、無理やりにでも休ませるなど守らざるを得ないと思うが、こちらの方は罰則規定がないとなると、どれだけ実効性があるのか、疑問に感じるところである。

[教育長] 採決を行う。議案第22号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第22号については原案どおり可決した。

【議案第24号】

[教育長] 議案第24号について事務局から説明を求める。

[市民学習センター次長] (議案第24号について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等はあるか。

[尾畑委員] 市民学習センターは、休館日の変更に対するただし書きが今までなかったことに少し驚いた。新型コロナウイルス感染症の関係もあり、これは必要な事項である。

- [若林委員] 施行期日が4月1日からとなっているが、本当は本日からでも良いぐらいではないか。
- [教育長] これまでも、こういったただし書きの有無に関わらず、不特定多数が集まるイベント等の中止は随時行ってきたところであるが、休館日についてもきちんと規則の中に盛り込むことで、柔軟に対応できるようにしたいと考えている。
- [教育長] 採決を行う。議案第24号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第24号については原案どおり可決した。

【報告事項6】

- [教育長] 報告事項6について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長外] (報告事項6について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。

【報告事項7】

- [教育長] 報告事項7について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] (報告事項7について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。

【報告事項8】

- [教育長] 報告事項8について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] (報告事項8について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。

【報告事項 1 0】

- [教育長] 報告事項 1 0 について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (報告事項 1 0 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

【報告事項 1 1】

- [教育長] 報告事項 1 1 について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (報告事項 1 1 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

【報告事項 1 2】

- [教育長] 報告事項 1 2 について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (報告事項 1 2 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

【報告事項 1 3】

- [教育長] 報告事項 1 3 について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (報告事項 1 3 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[若林委員] この副読本は、令和 2 年度から使用するということか。
[学校教育課長] 令和 2 年度からである。時期は各校それぞれだが、おおむね 1 0 月～1 2 月頃に実施予定である。
[若林委員] 小学 5 年生で学ぶということだが、どの単元の関連で学ぶことになるのか。
[学校教育課長] 5 年生の社会において、教科書では福井県の眼鏡や、新潟県の洋食器が取り上げられている。この他にも地域の特色を生かした産業に

ついて学習できるよう、富山のくすりについても学ぶ時間を設ける
というものである。

【その他】

[教育長] その他について事務局から説明を求める。

[市民学習センター次長] (その他 5 について説明)

[ガラス美術館次長] (その他 6 について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 以上をもって公開案件に係る議事は終了したが、その他、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

《以下、非公開事項のため概要のみを記載する》

[教育長] (議案第 20 号について事務局から説明を求める。)

[教育総務課長] (議案第 20 号について説明する。)

[教育長] (議案第 20 号についての採決について、各委員に諮る。)

[各委員] (議案第 20 号について同意する。)

[教育長] (議案第 20 号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

[教育長] (議案第 23 号について事務局から説明を求める。)

[市民学習センター次長] (議案第 23 号について説明する。)

[教育長] (議案第 23 号についての採決について、各委員に諮る。)

[各委員] (議案第 23 号について同意する。)

[教育長] (議案第 23 号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

[教育長] (報告事項 9 について事務局から説明を求める。)

[学校教育課長] (報告事項 9 について説明する。)

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。